

有限会社 清瀬ホーム 行動計画（第4回）

社員の働き方を見直し、就労時間等において、社員の意向も尊重しながら、働きやすい雇用環境を整備し、検討し次のように行動計画を策定する。

計画期間 令和2年8月1日～令和7年7月31日までの5年間

○目標

働き方の見直しに資する労働条件の整備

○取組内容

・年次有給休暇の取得促進の為に措置の実施

年次有給休暇の取得促進のため、事業所内の人員配置基準を考慮しながら、年間10日以上の有給休暇取得者には年間6日以上の取得を目標とする。